

箕面市広報紙広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発行する広報紙「もみじだより」(以下「広報紙」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報紙に掲載する広告の範囲は、箕面市広告事業実施要綱第3条に定めるところによる。

(広告の掲載場所)

第3条 広告の掲載場所は次のとおりとする。

〈仕様1〉 広報紙の記事下

〈仕様2〉 表3

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は次のとおりとする。

〈仕様1〉 パターン① サイズ：縦5.8cm×横18.1cm 使用色：4色

パターン② サイズ：縦5.8cm×横9.0cm 使用色：4色

パターン③ サイズ：縦12.4cm×横18.1cm 使用色：4色

パターン④ サイズ：縦12.4cm×横9.0cm 使用色：4色

〈仕様2〉 サイズ：A4判 使用色：4色

2 広告の掲載可能枠数は次のとおりとする。

〈仕様1〉 8枠以下(パターン①及びパターン④は1枠、パターン②は1/2枠、パターン③は2枠とする)

〈仕様2〉 1ページ

(広告の掲載期間等)

第5条 広告の掲載は1発行単位とし、複数回にわたる掲載も可能とする。

(広告料)

第6条 広告料は、簡易公募型プロポーザルコンペ(以下「コンペ」という。)を実施し、決定するものとする。なお、参加事業者が1社の場合には、協商による。

2 広告料は、市から委託を受けた事業者(以下「広告取扱業者」という。)と契約締結後、公表するものとする。

(広告料の納付)

第7条 広告取扱業者は、市が発行する納付書により、当該納付書発行日から起算して30日以内に、広告料を納入しなければならない。

(広告料の返還)

第8条 広告料は返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(広告掲載の取消)

第9条 市は、次の規定に該当する場合、次号からの広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条の規定に反する状態であると判断したとき。

(2) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると判断したとき。

(広告取扱業者の募集・選定)

第10条 広告取扱業者の募集は、市WEBページで行うものとする。

2 複数の事業者からの応募があった場合は、コンペを実施し、広告取扱業者を決定するものとする。

(広告原稿の作成等)

第11条 広告を広報紙に掲載するにつき、広告取扱業者は、市が指定する期日までに、広告原稿を提出し、承認を受けなければならない。

2 広告原稿を作成するにあたっては、広告取扱業者は広告のデザインに関して事前に市と協議しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。